

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために 1999 年に国連で採択された付属の条約であり、現在、女性差別撤廃条約の締約国 189 か国中、115 か国が選択議定書を批准している一方、日本は批准していません。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続きを定め、個人通報制度は、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる手続きです。また、調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告と共に送付する制度です。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあり、国連総会で設立を促す決議がされている国内（人権）機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治の分野での女性の参加、男女間の賃金格差など、国内における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されています。

女性の権利を国際基準にする重要な第一歩であることから、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 3 月 25 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当大臣） 殿

神奈川県愛川町議会

議長 井出 一己